

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きる翌日)  
(當日起きる翌日)

三 土砂の崩壊の防備  
解除の理由  
林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第六十三号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十四条第二項の規定に基づき、昭和四十六年一月三十一日執行する鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選舉に係る候補者の届出があつたので、同令同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和四十六年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 地所有者のうちから選舉される委員の候補者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

鳥取県告示第六十二号  
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市般若字大谷四一二(次の図に示す部分に限る。)  
二 保安林として指定された目的

守山正	鳥取市今町二丁目百五十二番地
中谷五郎	鳥取市栄町七百十六番地
株式会社大丸	鳥取市今町二丁目百五十二番地

借地権者のうちから選挙される委員の候補者の氏名及び住所  
園 喜 藏 鳥取市今町二丁目二百七十五番地

**鳥取県告示第六十四号**

昭和四十六年一月三十一日執行する鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数をこえないため、投票を行なわないこととしたので、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十六条の規定により、公告する。

昭和四十六年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第六十五号**

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十六年一月十二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

申請人の 所及び 氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市戎町 四七一	鳥取市安長字八本松二四一ノ一の一部	幅員 四・〇〇 メートル
日本海信販 株式会社	一四二ノ一	五・〇〇 "
矢谷 兼之	一四三ノ一	"
取締役社長	一四〇地先農道	一四一ノ一
	一四二ノ二	二四二ノ二
	一四三	二四三
	一四四	二四四
	一四五	二四五
	一四六	二四六
	一四六地先水路	延長 四〇〇・八〇 メートル